

令和7年度 あいかわ町民活動応援事業応募の手引き

皆さんの住民公益活動を応援します！

あいかわ町民活動応援事業は、町民皆さんが自主的・自立的に行う公益的な活動を、資金面で応援する制度です。

活力あふれるまちづくりのために、皆さんからの積極的な応募をお待ちしています！



応募締め切り 5月7日（水）

◆ 問い合わせ先 ◆

愛川町 総務部 住民協働課 協働推進班

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1

電話：046（285）6937（直通）

FAX：046（286）5021

Eメール：kyoudou@town.aikawa.kanagawa.jp

1 制度の目的

「あいかわ町民活動応援事業」は、町民皆さんが自主的・自立的に行う、公共の利益に寄与する活動の活性化を図り、協働によるまちづくりを進めるため、皆さんが企画・立案し、実施する事業に対して、町が資金的なバックアップを行う制度です。

2 補助対象団体

補助対象団体は、次の項目の全てを満たす団体です。また、同一年度内において、1団体1事業のみ応募できます。

- (1) 主に町内で活動している団体（町民公益活動を行う団体）であること。
- (2) 3人以上の町民を含む5人以上の構成員で組織されていること。
- (3) (1)、(2)に該当しても、暴力団及び暴力団員等は補助対象者とはしません。

3 補助対象事業

○ 補助対象は、次の項目の全てを満たす事業です。

- (1) 団体が新たに企画・立案し、実施する事業であること。
- (2) 主として町民皆さんの利益となるような公益的な事業であること。

※この補助金の交付を受けた事業は同一の内容であっても、3年間継続して申し込むことができます。

※1団体・1事業の応募となります。

○ 上記の項目を満たす事業でも、次の項目のいずれかに該当する事業は、補助対象とはなりません。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教、政治及び選挙に関する目的のために行われる事業
- (3) 特定少数の個人または団体の利益のために行われる事業
- (4) 愛川町から他の制度に基づいた補助金を受けているか、受ける予定の事業

◆対象事業の例

【環境】ごみ拾い運動、自然の里づくり、環境の保全活動 など

【子育て】子供の見守り運動、食育教室、遊び場づくり、子育て支援活動 など

【街並み】景観形成、花いっぱい運動、街並み保護 など

【健康福祉】健康づくり運動、高齢者・障害者等の支援活動 など

【スポーツ・文化】伝統文化の継承、国際交流事業、スポーツ・芸術の普及活動 など

【その他】情報化事業 など

※単に、講師を招いて講演会やイベント等を実施するだけの事業は、原則として補助対象事業とはなりません。

4 補助率及び限度額

補助金は、事業の実施に直接必要な経費の10分の8以内で、30万円を限度額として交付します。

5 補助対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間に実施される事業が補助対象となります。

6 補助対象経費

- 補助対象となる経費は、応募事業を実施するために直接必要となる経費が基本です。経費の算出にあたっては、概算ではなく、カタログ・見積書等の根拠資料を準備するようにしてください。

◆主な対象経費と対象外経費の例

項 目	補助対象とする経費	補助対象としない経費
報酬・謝金	外部講師・指導者等へのお礼 など	活動の実施者（構成員）への賃金・お礼 など
消 耗 品	会議資料・パンフレット・ポスター等の用紙代 など	事業終了後も団体の財産となる備品の購入費 など
印刷製本費	事業の募集案内・パンフレット・ポスター・資料等の複写代、冊子等の印刷代 など	構成員を募集するチラシの印刷代 など
通信運搬費	募集案内・会議資料・備品等の送料、切手購入代 など	団体の事務所等の電話回線料、インターネット接続経費 など
使用料・賃借料	施設・会議室の使用料、機械・備品等の賃借料、バス借上料 など	団体の事務所等の賃借料や団体が自ら所有している施設等の賃借料 など
保 険 料	イベント等の来場者保険、外部講師・指導者が加入する損害賠償保険料 など	
原材料・食品購入費	事業実施のために必要不可欠と認められる原材料・食品購入費 など	会議・講演会等のお茶・菓子購入費 など

※ 懇親会などの会食代は対象となりません。

※ 町の公共施設以外の施設・会議室を利用する場合、町の公共施設の使用料と同程度の経費となる場所を選定するよう努めてください。

※ 他の団体が主催する講演会への参加費など、応募団体の受益性が高いものについては、原則として対象外とします。

※ 判断に迷う経費については、事前に行政推進課にご相談ください。

7 応募の方法

- 令和7年5月7日（水）までに、所定の申込書に次の書類を添えて、住民協働課へ直接お持ちください。
 - (1) 団体の概要書
 - (2) 補助対象事業計画書
 - (3) 補助対象事業収支予算書
 - (4) 団体の定款、規約、会則またはこれらに準ずるもの
 - (5) 構成員の名簿
 - (6) その他、必要に応じて町から提出をお願いする書類
- 申込書は、住民協働課、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザで配布しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

Y A H O O（ヤフー）またはG o o g l e（グーグル）などの検索サイトで検索する場合のキーワードは、『あいかわ応援事業』です。

8 採否の決定方法

- 補助事業の採否と補助金額は審査（書類審査・ヒアリング）の上、決定します。

審 査 の 内 容	審査基準項目（指標）
書類審査及びヒアリング	①妥当性 ②公益性 ③実現性 ④創造性 ⑤継続性 ⑥費用の妥当性

※審査員の評点は、1事業あたり6つの指標ごとに5点満点とし、30点が総評点（満点）となります。合計評点の平均が15点以上は採用としますが、平均が15点以上であっても、過半数の審査員がそれぞれ15点未満の評価をした事業については不採用とします。

- 審査は「愛川町町民参加推進会議協働事業審査部会」が、審査基準に基づき公平かつ厳正に行います。

◆審査部会の構成員

町民代表（公募）1人、公益活動の実績者1人、有識者2人、専門委員1人

- 審査の結果は、応募団体の代表者にお知らせします。

9 補助金の交付

- 補助事業として採用された事業の応募団体には、交付決定された補助金を、8月を目途に一括して交付します。
- この補助金は、事業終了後、精算しますので、支出済みの補助金に余剰金が生じた場合には、返還していただきます。

10 実績報告書の提出

補助金交付を受けた団体は、令和8年3月31日までに実績報告書に次の書類を添え、提出していただきます。

- (1) 補助対象事業収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) その他、必要に応じて町から提出をお願いする書類（事業内容が把握できる資料・活動写真など）

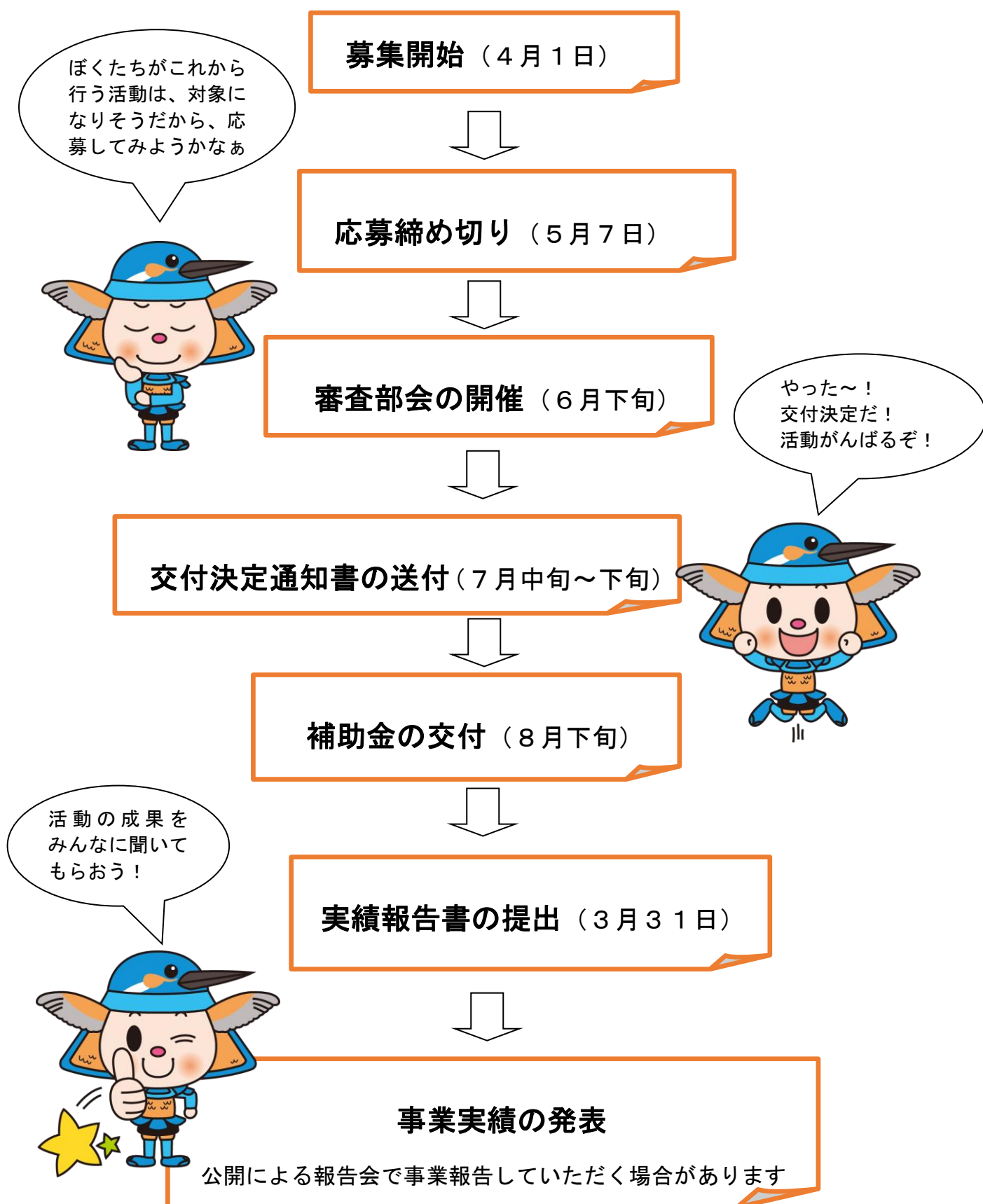
11 事業実績の発表

- 補助金の交付を受けた団体は、本事業の透明性の確保や町内における公益活動の活性化を図るため、事業内容等について発表していただく場合があります。（詳細等決まり次第、事前にお知らせいたします。）

12 情報の公開

- 「あいかわ町民活動応援事業」の公平・公正性、透明性を確保するため、応募書類、決定通知、実績報告書、その他この補助制度の利用に関し、町へ提出した書類は、個人情報を含む書類（構成員の名簿など）を除き、原則として公開します。

◆ 事業実施の流れ ◆



過去の実施事業一覧

○令和 6 年度

No.	事業名	団体名	事業内容	総事業費 (補助金交付額)
1	町内小中学校の 環境整備事業	愛川町小中学校 草刈り隊	活動テーマとして、「オール愛川。町の子ども達の笑顔のためにできることを」掲げ、子どもたちの安全・安心を図るために、各小中学校敷地内の環境整備に努めるもの	90,000 円 (72,000 円)
2	不登校・ひきこもり親の会によるピアカウンセリング	はねやすみ(不登校・ひきこもり親の会)	学校に行きづらい子ども・不登校・ひきこもりの子どもをもつ親を対象に、会の存在を知ってもらう・交流の会を設け、ピアカウンセリングによる悩みの共通・共感・傾聴と親の孤立を防ぐ・子どもに対して適切な対応ができるよう学びや情報交換により、親の価値観のアップデートを図る・教育委員会の地域学校協働活動にボランティア団体として参画し、学校との連携を図るもの	38,876 円 (26,876 円)

○令和 5 年度

No.	事業名	団体名	事業内容	総事業費 (補助金交付額)
1	寺子屋くすくすの木事業	非営利組織「寺子屋くすくすの木」	地域の教育力を生かして、愛川町在住の子育て世代の親子に対して、子育て教育に関する支援事業「寺子屋活動」を行い、子どもの健全育成寄与することを目的とするもの	400,000 円 (300,000 円)
2	農業活性化を目的とする食育交流事業	NPO 法人 lagraine ラグレーヌ	畑の閑散期に入る 12 月頃に愛川町内の農地にて、愛川町民や神奈川県近郊のご家庭単位を対象に、愛川町の無農薬有機製法で収穫したサツマイモを公募して焼き芋大会を行うもの	108,394 円 (69,894 円)
3	町内小中学校の 環境整備事業	愛川町小中学校 草刈り隊	活動テーマとして、「オール愛川。町の子ども達の笑顔のためにできることを」掲げ、子どもたちの安全・安心を図るために、各小中学校敷地内の環境整備に努めるもの	90,000 円 (72,000 円)

○令和4年度

No.	事業名	団体名	事業内容	総事業費 (補助金交付額)
1	寺子屋くすくすの木事業	非営利組織「寺子屋くすくすの木」	地域の教育力を生かして、愛川町在住の子育て世代の親子に対して、子育て教育に関する支援事業「寺子屋活動」を行い、子どもの健全育成寄与することを目的とするもの	435,000 円 (300,000 円)
2	精神障がい者自助グループによる啓発・相談事業	NPO 法人 ライラック心の会	多くの精神障がい者や精神疾患を持つ方に対し、自立に向けた情報提供や思いの共有、気付き、応援等、当事者が互いに高めあえる場を作ること、良い方向に向かうきっかけ作りや寄り添った後方支援の場を作る活動を行うもの	675,050 円 (124,040 円)

○令和3年度

No.	事業名	団体名	事業内容	総事業費 (補助金交付額)
1	芸術表現活動による障がい者生きがい支援事業	愛川芸術就継 B みらいのあいの家設立準備室	障がい者を対象に、専門家によるアートと音楽の体験ができるワークショップを開催するとともに、障がい者が自宅で参加できる公募型アート創作活動（カレンダー）を新たに企画するもの	264,000 円 (211,200 円)
2	愛犬との防災意識向上を目的とした同行避難訓練事業	愛川町ペットライフ向上委員会	町民を対象とした、「愛犬との防災意識向上を目的とした同行避難訓練」事業の実施や美化活動を通じて、犬との住み良い町作りを目指すもの	153,010 円 (122,408 円)
3	精神障がい者自助グループによる啓発・相談事業	ライラック心の会	様々な精神的症状を持つ方に希望を持って治療やリハビリに取り組み、社会復帰を目指せる場や情報提供などの活動を通じて当時者の「生きづらさ」が無くなる社会作り活動を行うもの	230,184 円 (184,147 円)



愛川町観光キャラクター

あいちゃん